

戸田市スポーツ推進委員に関する規則

平成19年12月17日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務その他必要な事項について定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進のため、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、34人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再委嘱を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、任期中において特別の理由があるときは、委員を解職することができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 委員は、常にその職務を行うのに必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての残任期間とする。